仕様書

第1 件名

「稲城クロス~シクロクロスから始まる自転車のまちづくり~」実施委託

第2目的

多摩丘陵の東端に位置する稲城市は、「多摩川サイクリングロード」と「南多摩尾根幹線道路」の分岐点にあたることから、東京都心部から多摩方面に向かうサイクリストが数多く通過しています。サイクリストが市内に滞留し、地域活性化を図るため、稲城市では「自転車のまちづくり」を掲げており、2016年3月に策定された「稲城市観光基本計画」においてサイクルツーリズム関連の施策が位置づけられました。今年度に入り、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の自転車ロードレース・コースに稲城市が含まれることが決定し、また日本最大規模のシクロクロス大会を運営している専門家集団が稲城市に活動拠点を移転するなど機運は高まりつつあります。

そこで、本企画ではこの機運をより一層高めるために、誰もが参加しやすい「シクロクロス」の競技大会(以下、「稲城クロス」という。)や子供を対象とした「講習会」を実施することで、自転車競技の普及に努めるとともに、「自転車のまちづくり」を支える人材育成を図り、市内外から多くのサイクリストを誘致することを目的とする。

なお、本事業は、稲城クロス連携協議会(以下「企画提案者」という。)と連携して実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成31年9月13日まで

第4 履行場所

(公財) 東京観光財団 (以下「TCVB」という) が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

- (1) 「稲城クロス」「講習会」の企画・実施
 - ① 「稲城クロス」
 - 1月~2月 稲城クロスの企画検討・ホームページ作成・広報
 - 2月 大会実施
 - 2月~3月 効果検証
 - 3月~5月 開催結果・実施効果の発信
 - ② 「講習会」
 - 1月~3月 講習会の企画検討
 - 3月~4月 講習会実施
 - 3月~5月 開催結果・実施効果の発信
- (2) 市民意識調査の実施
 - 3月~5月 サイクルツーリズムに関する市民意識調査の実施

第6 委託内容

1 連携協議会の運営支援

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び関係者からなる連携協議会(以下「協議会」という。)を立ち上げ、その中で、イベントの実施等について検討をしていく。なお、協議会は1月頃に発足することとし、年4回程度実施予定である。

受託者は、連携協議会開催の都度、TCVB及び企画提案者と協議の上、連携協議会における議題の整理及び資料の作成を行うこと。また、協議会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

2 「稲城クロス」の企画・実施

子どもを含めた市民からトップアスリートまで参加しやすいシクロクロスの競技大会を企画・実施すること。また、ホームページを作成し、大会終了後、開催結果を広く発信すること。 実施に際しては、企画提案者、TCVBと協議の上進めること。

① 開催時期等

時期等 : 2019年2月11日 (月・祝) (予定)

会場: 稲城北緑地公園・河川敷 (予定)

人数: レース参加者 300 名程度、その他観戦者等延べ 2.000 名程度を想定

参加費:一人1,000円程度(レース参加者)

② プログラム

以下のプログラムイメージを参考に、プログラム内容を企画検討し、実施すること。また、 それに加えて、市民の関心を高めるため、稲城北緑地公園にてトップアスリートや著名人の 招聘等により、地域の集客イベントを同日開催することも提案すること。

なお、イベントの開催方法等については"Cyclo Cross Tokyo" のホームページ (http://www.cyclocrosstokyo.com) を適宜参照すること。

【イメージ】

(1) 開会式

- (2) シクロクロス体験教室(子ども、初心者向け)
 - 子ども向けおよび初心者向けにそれぞれ午前・午後の1回ずつ(計4回)実施すること
 - ◆ 体験時間は1時間程度を想定すること
 - 子ども向けは、小学生から高校生まで幅広い層を対象とすること
 - 各回の参加人数は10~12名程度を想定すること
 - 場所はコース周辺の広場で行うこと。なお、レースと同時開催でも可とする
 - 各回の参加者層に合わせてグループ分け出来る様、講師を6~7名程度手配すること なお、講師への謝金は委託費用に含むこと
- (3) レースコースの試走
 - 開始前に 30 分程度レース参加者がコースを試走する時間を設けること

(4) レースの開催

- トップレーサー以外の参加者を対象に、6 レース程度に分けて実施すること
- 各レースの参加者は概ね 20~60 名程度を想定すること
- 1 レースは概ね 15~30 分程度を想定すること

(5) レースの表彰式・閉会式

- 各レースにおいて賞状および賞品を用意すること
- 表彰は 1~3 位までとすること 商品は企画提案の範囲内とするが、1 位:¥10,000-、2 位:¥5,000-、3 位:¥2,000-程度 の品物を想定すること

(6) 大会当日アンケートの配布・回収

- 参加者および観戦者に対して事業効果を検証するためのアンケートを実施すること
- アンケートは参加者と観戦者のそれぞれ作成すること
- 参加者には受付時に配布して競技終了までに回収し、観戦者に関しては聞き取り方式に てアンケートを行うこと

③ その他

- 運営、会場の手配および設営を行うこと
- 実施に係る利用認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること
- 企画・実施にあたっては雨天時の対応を十分考慮すること
- イベントの実施に当たっては、イベント保険に加入する等、不測の事態に対しても受託 者の責の範囲内で対応できるよう想定すること
- 参加受付は英語対応できるスタッフを配置すること
- 参加者に対しては、当日のプログラム表(スケジュール、選手名リスト、地図等を掲載) の作成、および参加記念ノベルティを用意の上、配布すること。なお、これらの準備費 用はレース参加費を充当すること。

3 「講習会」の企画・実施

以下のプログラムイメージを参考に、「自転車のまちづくり」に向け、子どもを対象とした体験プログラムの企画を行い、2回実施すること。実施に際しては、企画提案者、TCVBと協議の上進めること。

① 概要

- 開催は2019年3月および4月に1日ずつ行うこと
- 各月ともに午前と午後の部の2回開催すること(2ヶ月合計で4回開催)
- 各回の参加人数は20名程度(計80名程度)を想定すること
- 対象は小学生~高校生までを想定すること
- 各回の参加者層に合わせてグループ分け出来る様、講師を 6~7 名程度手配すること なお、講師への謝金は委託費用に含むこと
- 会場は稲城北緑地公園・河川敷を想定すること
- 開催時間は各回2時間程度を想定すること
- 複数回の参加が出来る様に各回のプログラム内容は変えて行うこと

- 参加者用のシクロクロスバイク(またはマウンテンバイクでも可)およびヘルメットは参加者が用意することを基本とする(所有していない希望者でも参加できるように工夫すること)
- ② プログラム

【イメージ】

- (1) ガイダンス
- (2) シクロクロスに関する基礎講座
- (3) シクロクロス実習
- (4) 参加者アンケートの配布・回収
- ③ その他

イベントの実施に当たっては、イベント保険に加入する等、不測の事態に対しても受託者 の責の範囲内で対応できるよう想定すること。

4 市民意識調査の実施

サイクルツーリズムに関する市民意識調査を実施し、報告を行うこと。実施に際しては、企画提案者、TCVBと協議の上進めること。

- ① 実施期間 :3月~5月末まで
- ② 想定調査対象者および回答数 : 稲城市在住・在勤の市民 200 名以上
- ③ 調査方法 :講習会時の配布・回収および、市役所・公的施設等に調査票を

設置し配布・回収を行うこと。また、想定の調査数を達成するため、

必要に応じてその他の効果的な配布・回収方法(Web 調査等) も合わせ

て提案すること。

回収後は分析の上、結果を報告すること。

5 イベントの広報PR

契約期間を通じて、本地域及び事業の魅力を継続的に発信するための、チラシ・ポスター・ホームページを制作し、広くイベント等の周知を行うこと。制作物に関してはいずれも日本語及び 英語対応とすること。実施に際しては、企画提案者、TCVBと協議の上進めること。

① 参加者募集

- 稲城クロス開催分はチラシ 3,000 枚程度・ポスター100 枚程度、講習会分はチラシ 5,000 枚程度を作成すること
- 配布場所については、企画提案者と協議の上で所定の場所に発送を行うこと。なお発送費 用は委託費に含むこと
- 参加者募集用のホームページも作成し、募集を行うこと
- ロゴやホームページ等の基本的なデザインは、デザイナーに依頼し、魅力的且つ統一的な イメージで作成すること

- ホームページは英語ページも作成すること
- ▶ 幅広い層の参加者を募るため、日本人及び外国人の双方に向けた効果的な広告宣伝方法を 提案すること

② 開催結果・実施効果の発信

「稲城クロス」等イベントの開催結果・実施効果を広く発信すること。更新は稲城クロス および講習会に合わせて3回程度を想定している。

6 イベントの効果及び事業継続性の検証

イベント参加者・観戦者及び関係者に対しアンケート調査を実施すること。アンケートの回答 内容の結果について、今後の事業展開に役立つようニーズや効果分析を行うこと。

効果分析結果を踏まえ、継続的に開催していくための課題整理を行い、企画提案者及び実行委 員会にフィードバックすること。なお実施に際しては、企画提案者、TCVBと協議の上進めること。

「稲城クロス〜シクロクロスから始まる自転車のまちづくり〜」のツールブック(仮)の作成

6における検証を通じて整理された課題を解決若しくは軽減するために、受託者は企画提案者

の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のためのツールブックを作成する。 規格 大きさ: A 4 色 : 4色カラー刷り

使用材料: (表紙) 再生上質紙 A判70.5kg (総合評価値 80以上)

(本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80 以上)

仕 立:くるみ表紙、無線とじ

その他: 奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり

その他 校 正:2回以上

Rマーク:原則として、再生紙使用マーク(Rマーク)を用いて、古紙パルプ配合率

等を表示すること。

包装紙:再生紙を使用すること。

使用する紙・インキ:東京都グリーン購入ガイド2017の印刷物における水準1を満た

すこと。

8 報告書類の提出

受託者は、1から7の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめ た事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

(1) 事業実施報告書

記載内容については TCVB と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は 必ず記載すること

1 事業概要

概要(件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的)、

事業内容(基本的に委託内容の項目と一致)、事業スケジュール、事業運営体制(チャート図等)

- 2 稲城クロスについて
- 3 講習会について
- 4 市民意識調査について
- 5 実施結果
- 6 事業の成果
- 7 今後の課題
- 8 今後の展開
- 9 参考資料(会議議事録等)

(2) 事業実施報告書概要版

記載内容については、TCVB と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

- 1 現状・課題
- 2 実施内容
- 3 成果
- 4 課題
- 5 今後の展開

規格	大きさ:A 3
	頁 数:1枚・中折片面・見開き
	色 : 4 色カラー刷り
	使用材料:再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80 以上)
その他	前項7「稲城クロス~シクロクロスから始まる自転車のまちづくり~」のツールブッ
,	ク(仮)の作成の「その他」右欄に同じ

第7 納入物件

1 事業実施報告書 10部

2 事業実施報告書概要版 10部

3 「稲城クロス〜シクロクロスから始まる自転車のまちづくり〜」 のツールブック(仮)4 1及び2の電子データ(DVD-R等)

5 3の電子データ (DVD-R等) 2部

6 その他、本事業で作成したもの一式の電子データ 2部

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2013」、「Microsoft Excel2013」又は「Microsoft Power Point2013」のいずれかによる。それ以外の場合は、TCVBに協議を行うこと。

10部

2部

第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
- (1) 本調査の委託者は TCVB であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
- (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
- (3) TCVB の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
- (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
- (5) 調査から知り得た情報(秘密)を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、TCVBや第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任 を負うこと。 また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応に ついて速やかにTCVBに報告すること。
- 4 受託者は、平成30年12月から平成31年9月までの間、TCVBに対して定例報告を行うこと。受 託者は、あらかじめ定例報告の日時について、(TCVB公財)と協議すること。

なお、この定例報告にかかわらず、受託者と TCVB は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。

- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を TCVB に提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努 めること。

第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、TCVB 又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費

用をもって処理すること。

第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに TCVB に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告 等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、TCVBの保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、TCVBの指示により、必要な措置を講ずること。

第11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第12 その他

- 1 受託者は、TCVBと密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、TCVBの確認を得ること。 また、進捗状況に関する TCVB の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は(公財)東京観光財団と十分な協議 を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努める こと。
- 6 環境によい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境 に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- なお、当該自動車の自動車車検証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を 求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVBと協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第13 連絡先及び納品先

(公財) 東京観光財団 地域振興部 事業課 地域資源発掘型実証プログラム事業担当 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階